

令和 3 年第 1 回臨時会

総務民生常任委員会
会 議 録

期日：令和 3 年 2 月 8 日（月）

場所：大曲庁舎 第 1 委員会室

大仙市議会総務民生常任委員会会議録

日 時： 令和３年２月８日（月曜日） 午前１０時２３分～午前１１時００分

会 場： 大仙市役所 ３階 第１委員会室

出席委員（７人）

委員長	後 藤 健	副委員長	挽 野 利 恵
委 員	古 谷 武 美	委 員	佐 藤 文 子
委 員	小 松 栄 治	委 員	渡 邊 秀 俊
委 員	金 谷 道 男		

欠席委員（０人）

遅刻委員（０人）

説明のため出席した者

総務部長：舩谷祐幸

総務部次長兼総務課長：佐々木隆幸

総合防災課長：佐藤 大

総務課副主幹：中邑真人

総合防災課主幹：藤田勇人

議会事務局職員出席者

事務局主任 藤澤正信

審議案件

第１ 報告第１号 専決処分報告について（令和２年度大仙市一般会計補正予算（第１７号））

第２ 議案第１号 令和２年度大仙市一般会計補正予算（第１８号）

午前 10 時 23 分 開会

○委員長（後藤健） おはようございます。

委員各位及び職員の皆さまには、大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。
ございます。ただいまから、総務民生常任委員会を開会いたします。

審査に当たっては、お手元に配付の審査日程表のとおり審査を行いますのでよろしくお願いいたします。

正確な会議録作成のため、発言はマイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

○委員長（後藤健） 審査に入る前に、当局から挨拶をいただきます。

舩谷総務部長、お願いいたします。

○総務部長（舩谷祐幸） 改めましておはようございます。

委員の皆さまにおかれましては、常任委員会の方を開催していただきましてありがとうございます。
ございます。

本日ご審議をお願いいたします案件は、一般会計補正予算の専決処分報告及び一般会計補正予算案の計 2 件でございます。内容につきましてはこの後、担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○委員長（後藤健） ありがとうございます。

これより、当委員会に付託された事件について審査をいたします。説明は座ったままで結構です。

○委員長（後藤健） それでは、報告第 1 号、専決処分報告について（令和 2 年度大仙市一般会計補正予算（第 17 号））を議題といたします。当局の説明を求めます。佐々木次長。

○総務部次長兼総務課長（佐々木隆幸） 総務課の佐々木です。よろしくお願いいたします。

説明に入る前に、同席しております職員を紹介させていただきます。職員班の班長であります、中邑真人副主幹です。以上になります。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第 1 号、専決処分報告についてであります。

1 月 12 日付で専決いたしました、令和 2 年度大仙市一般会計補正予算（第 17 号）

のうち、総務課所管分につきましてご説明申し上げます。

資料の方ですけれども、資料ナンバー２―１をご覧いただきたいと思います。Ａ４縦判の資料で、タイトルが令和２年度一般会計補正予算、１月専決（一般会計第１７号）事業説明書になります。

表紙を１枚めくってもらいまして、１ページの方ですけれども、事業説明書、これですけれども、９款の消防費の中の１０事業、災害応急対策費であります。

補正額であります、９９６万５千円を補正し、補正後の額を３，１０６万２千円とするものであります。

項番２の、これまでの実績であります、今冬の大雪の警戒に当たるため、１２月２５日に大仙市雪害警戒対策室を設置し、その後、１月４日には大仙市豪雪対策本部に格上げし、市民からの相談対応、雪下ろし広報の他、現場対応などの業務に当たったところであります。この対応に当たった職員の時間外手当、管理職特別勤務手当を補正するため、１月１２日付で専決させていただいたものであります。

項番の４でありますけれども、事業の概要であります。１２月２６日からの雪害に係る応急的な経費について補正するものでありまして、雪害対策業務に従事した職員、これは本庁、それから各支所において、市民からの電話等の相談対応、雪下ろしの注意を呼び掛ける広報車による巡回、除雪状況等を把握するための道路パトロールなどの、雪害対策業務に係る市職員の諸手当９９６万５千円を補正するものであります。

内訳としましては、表二つありまして、最初の表ですけれども、年末年始における１２月２６日から１月３日までの職員の時間外勤務手当と管理職員特別勤務手当、実績としまして、合わせて延べ２９８人、金額としまして２９４万７，１４０円であります。これにプラスする１月４日から今後３月までの見込み額であります、同じく時間外手当及び管理職特別勤務手当、合わせまして延べ６９６人分、金額７０１万７，７００円が見込み額であります。１月３日までの実績と、１月４日以降の見込み額を合計しますと、最下段ですけれども９９４人分、金額９９６万４，８４０円あります。この金額を、１月１２日付で補正の専決処分をさせていただいたものであります。

以上、総務課所管の１月専決につきましてご説明申し上げました。よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

○委員長（後藤健） はい、説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。

- 委員（佐藤文子）　ちょっと休憩して。
- 委員長（後藤健）　暫時、休憩いたします。

（休憩　午前１０時２９分）

（再開　午前１０時３０分）

- 委員長（後藤健）　では再開いたします。他に質疑のある方。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（後藤健）　よろしいですか。なければ質疑を終結いたします。
- 次に、討論を行います。討論はありませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（後藤健）　討論なしと認めます。これより採決いたします。
- 本件は承認することにご異議ございませんか。
- （「なし」と呼ぶ者あり）
- 委員長（後藤健）　ご異議なしと認め、本件は承認すべきものと決しました。

-
- 委員長（後藤健）　続きまして、議案第１号、令和２年度大仙市一般会計補正予算（第１８号）を議題といたします。当局の説明を求めます。佐藤総合防災課長。

- 総合防災課長（佐藤大）　総合防災課、佐藤でございます。

説明に入る前に、同席しております総合防災課職員をご紹介します。総合防災班長の藤田主幹でございます。よろしくお願いします。

それでは、議案第１号、令和２年度一般会計補正予算（第１８号）の総合防災課所管分についてご説明申し上げます。資料は資料ナンバー３、大仙市補正予算書の１４ページをお開き願いたいと思います。併せまして、資料のナンバー３－１、事業説明書の１ページをご覧いただきたいと思います。説明につきましては、事業説明書に沿ってさせていただきます。

今回、補正をお願いする事業は、９款１項６目１０事業の災害応急対策費でございます。今年度は、７月から９月にかけての水害に対応するため、これまで２回補正させていただいておりますが、今冬の豪雪により、本市に災害救助法が適用になったことから、３回目の補正をお願いするものでございます。

本事業は、災害救助法の救助項目で定められております「障害物の除去」に屋根の雪下ろし等が該当することから、法で定められる屋根の雪下ろしにより、倒壊の危険があり、かつ資力・労力がないと認められる高齢者世帯などの雪下ろしを実施するものでご

ございます。

要配慮者世帯の雪下ろしに関しましては、健康福祉部の高齢者包括支援センターと連携して実施しております「高齢者等雪対策総合支援事業」で支援しておりますが、今冬の急な降雪により、あらかじめ雪下ろし事業者との事前マッチングができていた世帯であっても、約3週間待ちの状況となっておりました。このような状況から、民生委員より協力をいただきまして、屋根の雪が1メートル以上となっている要配慮者世帯の情報を基に、市の職員が現地の状況を確認した上で、本人より聞き取りを実施しまして、雪下ろしのめどが立っていない40世帯と、隣家に危険を及ぼす可能性のある空き家2棟の合計42棟につきまして、緊急的に雪下ろしを実施しております。

雪下ろし事業者につきましては、市の広報に掲載している事業者については、どこも対応ができないというような状況なことから、改めて建設業協会や管工事組合、電気工事関連の業者など、市と災害協定を提携している事業者に対して電話がけをいたしまして、11の事業者から協力をいただいております。

また、消防団の連絡網を使いまして、17名ほど協力できるという個人の方からも協力をいただいております。

また、2棟の空き家につきましては、市の臨時職員で対応をいたしております。

この事業に係る経費につきましては、雪下ろしに係る命綱や、スノーダンプなどの購入費といたしまして、23万5千円。雪下ろしの委託料が471万5千円。合計で495万円となり、既存予算の不足分、491万円について今回補正をお願いするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（後藤健） はい、説明が終了いたしましたので、これより質疑を行います。

質疑のある方はお願いいたします。はい、小松委員。

○委員（小松栄治） かなりの今回の豪雪に、対策本部を立ち上げて、その中でやりくりしながら雪対策についてやってきたと思います。本当にご苦労さんでございました。

その中で、福祉の方と連絡しながらやってきたということですが、それはそのとおりだと思います。もちろんあの、券なんかも発行しているところもあるし、空き家の中でもあると。なかなか、この空き家の除雪ができないのが、かなり見えだっただす。現在も、雪消えてきたんだけど、幸いにして軒下だけ落ちたり、それから隣の刈和野もかなりやられております。右側のどこの屋根が崩れで、隣の方のトタンの外壁までいっていると。それなのがかかなり見受けられますし、だから、あどは空き家でも

大変だったのは、連絡がつかなかったり、居てもどこどこで居るっつの聞こえて、たまに来るんだけど、それがなかなかできなくて、隣の家で私の所へ、なんとかしたらいいかということで、支所に相談したりしておったのが現在でございます。

そのあたりのごとについての把握がなされておるのか。現時点でもいいし、1月もこのとおりすよ、一生懸命、職員だち、やっている最中でも結構ですけども、把握できておったのか。そのあたりをお聞きしたいですけども。お願いします。

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 小松委員のご質問にお答え申し上げます。

一応あの、空き家の雪下ろし事業につきましては、委員ご存じのとおり所有者管理ということになりますので、そういった近隣住民からのご連絡があれば、ご本人に連絡は申し上げているところでございますけれども、中には連絡がつかないといったようなケースも見受けられております。ただ、今現時点でそういった空き家に対する情報全てを把握できているわけではないんですけども、一応連絡が付かなくて危険だという家屋については、屋根の上までには登りませんが、うちの方で臨時雇用している職員が、雪庇^{せつび}などの雪を下ろしたりとか、下からですけども、そういった緊急的な対処はさせていただいておるのが現状であります。

○委員長（後藤健） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 大変恐縮だともすよ、今の説明では誰も納得できねす。

やってるといいながらも、全然やってねす。どごどごで空き家あって、それあたりもつかめているのかつかめていないのか全然分かってないすものな。もちろん支所ではある程度は分かってます。その連絡方法が取れていないようだすおな。でなければ私さ、3軒なら3軒の4軒あったものの連絡が来るはずだす。そのまんま、あと雪が消えてきたわけすよ。雪が消えてきたと同時に、軒先が引っ張られて、それで屋根が壊れたのがかなり見受けられるし、合わせて雪と同時にせ、こういう塊が落ちで、隣の家空き家もんだったんだけど、被害が起きている。だから事前に把握できているのであればそういうことはないはずなんです。だから、そごのあたりをきちんと把握してなければできないのが、消防関係だからとか防災だけでねぐ、でぎだならば建設土木の方とも連絡とってるといいますけれども、それさ合わせて、支所の方ともね、綿密にやらなければならないと思います。支所の方さ私何回も行ってるおのな。こごさ行って、隣さ行ってこいど。してどごどごであれだど。その後、まず雪消えてきたんだけど、それ

によってせ、被害が生じたと。その時はつぶれねがったわけすよ。雪消えると同時につぶれでらすおな。そのあたりをちゃんと頭さ、課長、把握しておかなければ。ただ降ってつぶれだんでねんだ。雪消えて引っ張られですよ。だからそのあたりは残念ながらでぎでながったなと思ったので。委員長、そのあたり答弁もう1回お願いしたいと思います。

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 小松委員のご質問にお答え申し上げます。

一応、空き家の管理台帳というのがございまして、支所の職員も当然それを基に、何かあればその台帳を開いて、連絡先あるいはその情報を入力して、我々も含めて情報を共有して見れるシステムがございます。

今、その空き家となって登録されている大仙市の世帯が、まず約1, 100軒ほどございますけれども、こちらについては臨時職員でパトロール等をさせていただいております。

ただ、今冬のような豪雪であったために、もちろん空き家であってもですけれども、住んでいる住家でも、やはり雪下ろしが追いつかなくて、そういった雪止め、滑り止めがあっても、それを壊して雪が落ちるといような状況にもなっていることとございます。

空き家管理サービス等を、空き家の管理者について雪の対応等も含めた業者等のそういったサービスの情報をお渡しして、そういうのをご利用していただきたいというようなこともやっておりますけれども、今一度、事前に所有者に対して、そういった雪の場合の対策等について、改めてこうお知らせをするようなことも今後考えていきたいと思っております。

○委員長（後藤健） はい、いいすかな。はいどうぞ。

○委員（小松栄治） 最後ですけれども、あの、なんとなぐすよ、けつつでものを判断して連絡どかしてるす。やっぱりその時にその場所さ職員を、支所でもどごでもあんただちでもいいんだけど、行かなければだめだす、事前にパッと把握してすよ。んだもんだから引っ張られて潰れるど。それが刈和野でもかなり見受けられるんだす。

またあの、歩道の方に行くと同時にドドドと落ちできたりして。そんなただ形はかなり見受けられます。だから困ったことだなって。いわゆる、空き家が隣の家に被害をもたらす、それが見えるす。

これが、大変恐縮だども、空き家だから連絡つがねうんぬんでねっすもの。秋田に居たりしてるもんだすおな。だから、その時の対応を今後な、市の方でもどうやってせ、対応していくかと。ただ被害のことについての直す方法について。隣の家だすで。隣の家でも保険に入ったりしてる人もおりますしすよ。だからそのあたりはきちっと対処するような方法を模索してもらいだいど、そういうことです。

○委員長（後藤健） 答弁はいっすな。よんだすか。佐藤課長、いいすかな。

○総合防災課長（佐藤大） 小松委員のご質問にお答えいたします。

今後、そういった対応等を含めまして、改めて庁内でも協議を進めて対応させていただきたいと思います。

○委員長（後藤健） はい、他に質疑のある方。はい、金谷委員。

○委員（金谷道男） あの大変、今回の雪、大変な状態で、雪下ろし困っている人たち、たくさんいたようでしたけれども、こういう方法でってことで対応したってことは、私それはそれですごくよかったと思うんですが、ちょっと一つ気になったのが、これ委託業務になることだすな。万々が一、あってはならないことだすでも、作業員の人の保険なんていうの、請け負った人の方の、どこまでも責任で処理してもらおうことになっているのか、そこらへん。特にそこら、業者の方は仕事でやるがらいいと思うんだけど、個人がすすんでやってけで、まあ委託っていうような形になるがもしれねども、その時の万が一の対応はなんたふうに考えているっていうか、現時点ではなんとしている。

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 金谷委員のご質問にお答え申し上げます。

基本的に業者との契約につきましては、業者がそれなりの保険に加入していただいて公務災害あるいは相手の物を壊したりというときの損害保険に加入していただくということでありました。ただ、今回、消防団の連絡網を使って個人の方とも契約をさせていただいております。この方々に対しましては、我々も加入できる保険があれば対応したかったんですけれども、やはりその公務災害等の保険につきましては、あくまで個人であるということであったため、まず、やっていただく上で、個人が生命保険と傷害保険に加入しているということを前提に募集をしております。で、あとは、雪下ろし等の作業について、その対象の物件に損害を与えた、あるいは隣家に対して損害を与えた場合の保証につきましては、加入できる保険があれば市の方で加入はしたかったんですけれども、こういった単発の保険がないということでありましたので、まずは事前に家主

の方と危険な箇所あるいは隣接に雪を下ろせるかどうかを含めてご相談をして、これが素人といえますか、経験はあるんですけども、そういった方々ができる状況であるかどうかを含めて事前に判断して、できるといった場合のみ実施をさせたと。

さらに、そういう気を付けて実施した際でも、何らかの事故が起こった場合には市役所でも対応しますというようなそういったことを、事前に説明させてやっていただいております。

○委員長（後藤健） はい、よろしいですか。はいどうぞ。

○委員（金谷道男） あの、ボランティアでやるって、例えば雪まる隊みたいなやつとまたちょっと違うような。この委託ってやっちゃうと、そこらへん個人の場合、特にな、気を付けてやらないと、起きてから後の対応が大変処理困ることが、物損も、その体の方のことも。やってることはいいんだども、そこあたりの配慮をしっかりとやってほしいなと思いますので。善意でやってけでると思うんだ、その人はして。

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 一応ですね、事前にそういった注意点を踏まえた同意書というようなものを、やっていただいている個人の方には提示させていただいて、さらにそれでも事故が起きた場合には市の方で対応を考えますということのご案内はさせていただいております。

ただ、ボランティアと違って災害救助法の場合は金銭的な支援があるということで、どうしてもボランティアではなく、もし災害救助法を適用させるのであれば、そういった雪下ろしに関する委託業務になるということで、そういった方法にさせていただいた。で、仮に、危険業務に当たるので、ボランティアであっても屋根の上に乗せて作業をさせるっていうのは、市のボランティアとしてはちょっとさせられないなということもございましたので、あくまで責任は個人含め市に帰属するものという考えでやらせていただきました。

○委員（金谷道男） そこ明確にして、やる人さも明確にしておかないと。物損であろうが自分のけがであろうがな。その所は明確にしてやった方がいいんでねが。

○委員長（後藤健） はい、他に。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） あの、要配慮者世帯と要援護者世帯の雪下ろし、緊急雪下ろしちゃうのは、健康福祉部の方で以前から年間に2世帯とか3世帯とかっていうふうな券があるはずなんですけれども、その実施に当たっては、料金負担はさせられないっていう

ことでなつたと思うんですけども、今回のこの緊急除排雪実施というふうな、件数で、このうち高齢者等総合雪対策事業で、いわゆる利用券を使用した件数があるのかどうか。そして、いずれそういうのを利用してないけれども、急に除雪をされた方々が今後、高齢者等雪対策総合支援事業にマッチングさせていく、そういうことも検討が必要なのかどうか、そのへんの見解。

で、もう1点が、今回、491万円というふうな補正をされてますけれども、いずれこれ、災害救助法に伴う国の交付金というふうなものが570万、80万ほど入る。これは見込みで、もし今後緊急に対応しなければならないようなものが、そういったお家があれば、そういった枠で利用できるものかどうか。その緊急事態、災害救助法の適用期間等の問題等もありますので、そのへんどのようにお考えなのかお伺いします。

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 佐藤委員のご質問にお答え申し上げます。

まず、最初の利用券、高齢者等雪対策総合支援事業の利用券を使っている方で、この緊急的な支援を受けられた方に、申し込みをしておって、この支援に該当した人はおります。ただ、その方々については市に申し込みをしておったんだけど、業者のマッチングも済んで、業者がどうしても手が回らないということで緊急的な、もう今下ろさないとちょっと破損してしまうというような状況の家屋については、券を利用せずにこの対象として実施した家屋がございます。

で、あと利用されていない方がほぼほぼでしたんですけども、そういった方々で、今後この高齢者等雪対策総合支援事業の該当になられる方には、一応この事業の説明もさせていただいて、今後こういう事業を利用してくださいというようなご案内を差し上げて、来年度以降そういった事業に結びつけていきたいということは考えております。また併せて、今回掘り起こしをした雪下ろし事業者、新規に11件ほど手を挙げていただいた業者につきましても、来年度以降、この雪下ろし事業に参加していただくようお願いもさせていただいております。

最後の災害救助法の適用ですけども、全県的に1月31日をもちまして災害救助法の適用は解除されております。ですので、この期間中であればこの緊急的な雪下ろしを実施することができましたが、災害救助法にのっとりた形で、今後もしそういった家屋が出てきた場合には、一応業者等の紹介はいたしますけども、救助法の適用にはならないと。

ただ、今後また大雪が降って、そういった大仙市あるいは秋田県で緊急的な状況が生まれるとすると、再び災害救助法の適用は可能であるというようなことが、県からも伺っておりますので、もしそういった状況が発生した場合には、再び災害救助法の適用を受けて、そういった緊急的な雪下ろしを実施することも可能かと思います。

いずれ現時点では、雪の状況を見ると、あと今、雪下ろし事業者もだいぶ落ち着いて手が回るような状況になっておりますので、もしそういった今々下ろさなければならぬという家庭があるとすれば、我々の方から雪下ろし業者の方を紹介させていただきたいと思っております。

○委員長（後藤健） はい、いいすかな。他に。はい、挽野委員。

○副委員長（挽野利恵） 連日、ご難儀をおかけしております。

私聞きたいのが、今回、緊急除排雪を受けていただいた業者様、本当にありがたいんですけれども、どういった業種の業者なのか教えてください。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○総合防災課長（佐藤大） 挽野委員のご質問にお答え申し上げます。

一応ですね、我々が災害時の協定を締結していただいている建設業組合、管工事組合あるいは電気事業関連業者、あるいは板金塗装といった、各種の団体がございます。そういった事業者の中で、この雪下ろし事業に登録していただいていない事業者が何十社もございました。ただ、決して雪下ろしをしていないのかというと、実際その個人で請け負った雪下ろし等は実施されているということでしたので、その中でも少しでも余裕があるのであればということをお願いして、今回登録いただいた次第でございます。

質問の内容からいたしますと、建設業組合とか管工事組合、電気工事関係の事業者等、市と災害協定を締結している団体等にお声掛けをさせていただいたところです。

○委員長（後藤健） はい、どうぞ。

○副委員長（挽野利恵） そのような業者様が今後、市の登録業者になる可能性はありますか。

○委員長（後藤健） はい、課長。

○総合防災課長（佐藤大） 今までもそういった業者様に雪下ろし事業者の登録はお願いしてきておりました。ただ、自分たちが抱えている個人のお客様だけで手一杯だというようなお答えであったので、あえて強くはということではございましたけれども、こういった豪雪であって、災害救助法も適用になったということで、その中でお手伝いでき

る余裕があればということでお願いした次第ですけれども、今後、来年度以降、ぜひともこの事業に賛同いただいてご登録いただけるようにお話をしてまいりたいと思っております。

○委員長（後藤健） はい、いいすかな。他に。はい、古谷委員。

○委員（古谷武美） 高齢者でも、ある程度の所得があればできないということになっておりますよね。ちなみにその年収っていうか、どれぐらいの方までができる、できないってなっているのか。

○委員長（後藤健） はい、佐藤課長。

○総合防災課長（佐藤大） 今のご質問にお答え申し上げます。

今回、災害救助法の対象になる所得制限ってというのは、自治体で決めれるというお話でございました。ただ、あまり広げると対象者が多くなってしまうということもございましたので、今回の災害救助法の適用になる雪下ろし世帯につきましては、非課税世帯というふうな形を取らせていただきました。

○委員長（後藤健） よろしいですか。はい、他に。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） よろしいですか。なければ質疑を終結いたします。

次に討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（後藤健） 以上で、付託された事件の審査が全て終了いたしました。

本委員会の審査報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（後藤健） ご異議なしと認め、そのように決しました。

以上をもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

午前 11 時 00 分 閉会

委員会条例第 29 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

令和 3 年 月 日

総務民生常任委員会委員長 後 藤 健